

# 日本哲学会ハラスメント防止ガイドライン

2021年5月15日施行

## 1. 本ガイドラインの目的

日本哲学会は、本学会に関わるすべての人の基本的人権及び尊厳を守ることを第一義とし、哲学研究の発展をはかり、哲学研究者どうしの開かれた交流を深めるとの目的を実現するため、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、一切のハラスメントを容認しない。この目的のため、本ガイドラインを定め、

(1) 防止活動：本学会の活動との関わりにおけるいかなるハラスメントも未然に防止するための態勢を可能な限り整備するとともに、防止意識の向上を推進し、

(2) 適切・迅速な対処：万一ハラスメントが生じた場合も、その迅速な把握と、正確・公正な事実調査を実現するための十分な信頼性を備えた枠組み及び手続きを用意し、

(3) 保護・救済：とりわけ、被害者の意思や立場及びプライバシーに十分留意して、その保護・救済と、問題自体の本質的な解決とを図る。

以上を通じて、本学会に関わるすべての人のために、公正・安全かつ快適に学会活動に参加し、また学会業務に従事できる環境を保障することを期すものである。

## 2. 適用範囲

### (1) 適用対象活動

本ガイドラインは、原則として、本学会の活動との関わりで行われるあらゆる活動を適用対象とし、それら以外には適用されない（後者に属する人権侵害が免責されてよいという趣旨ではなく、あくまでそれらは本ガイドラインの適用対象とはしないということである）。本学会との関わりで行われる活動とは、基本的に以下を指す。

1) 本学会の総会・大会・大会懇親会、また本学会が主催・共催・後援その他の仕方で関与するシンポジウム・講演会等のイベントにおけるあらゆる活動。

2) 本学会の諸役員、諸委員やワーキング・グループのメンバーとしての業務に関わる活動。

3) 本学会事務局の諸業務（問い合わせや諸手続き等）に関わる活動。

4)事務局職員（非常勤、アルバイトをも含む——以下同様）としての活動。

## （２）適用の客体

本ガイドライン適用の客体は、原則として本学会関係者（会員ならびに事務局職員）である。ただし、（１）に示した諸活動であれば、当該行為者ならびにその相手方がすべて本学会関係者である必要はない。すなわち、(i)当該行為者が本学会関係者で、相手方（の一部）が非学会関係者や本学会以外の組織所属者である場合、(ii)また逆に、行為者（の一部）が非学会関係者や本学会以外の組織所属者であり、相手方が本学会関係者である場合であっても、いずれも本ガイドラインの適用対象となりうる（(ii)に該当するのは、例えば、非会員が本学会の大会参加中にハラスメント的言動を行ったケース等であり、この場合、一般に後掲のような「処分」を課すことはできないが、しかし3.（４）. 2）にあるとおり、会長による注意、学会活動への参加停止等、あるいはまた、適切と判断されれば、遺憾表明、抗議、調停、その他の措置を行うことができる）。

## （３）適用対象行為

A 本ガイドラインにおいてハラスメントと判断されるのは、基本的には、(1)修学・教育・研究・職務に関する諸条件や特性、また、人種・民族・国籍・宗教・思想信条・年齢・性同一性・性的指向・身体的特徴・障害等に関する諸条件や特性を不当に利用して、(2)相手方に対して、平均的な学会員の感じ方を基準として、身体的または精神的な不快、苦痛、脅威、傷害、不利益等を与え、(3)これにより相手方の人権と尊厳を侵害し、(4)教育・研究・職務その他、相手方の適正な活動環境を悪化させる、あらゆる行為及び言動である。ただし、ハラスメントは性別、ジェンダー、性的指向、性自認、人種、民族、国籍、宗教、障害などの差別に関わりうるため、個々のケースに応じて、良識に照らして慎重に運用する。以下に、典型的なハラスメント行為の諸項目を示し、その具体例を挙げる。

### 1) 禁止行為（セクシャル・ハラスメント）

①性差別的な言動（性的な役割分担を強制する、性差別的な考えを公然と主張して周囲に脅威を感じさせる、等）

②性的少数者に関わる差別的言動（その人の性的指向や性自認を人前で暴露する、からかう、等）

③相手の性的な事項やプライバシーに関する過干渉（性体験をしつこく尋ねる、連絡先を聞き出そうとする、等）

④交際・性的関係の強要（デートや食事にしつこく誘う、付きまとう、等）

⑤相手に脅威を与える性的身体行動（身体に接触する、極度に接近する、等）

⑥わいせつ図画などの閲覧・配布・掲示（公共の場にわいせつ画像を展示して脅威を与える、等）

⑦性的な言動への抗議に対して不利益を与える行為（抗議者に脅迫的な言動をする、等）

## 2) 禁止行為（アカデミック・ハラスメント）

①学会発表などに対する妨害（発表機会を制限する、意図的に不利な会場を割り当てる、等）

②研究評価に関する事項での不当な取り扱い（論文査読を公平に行わない、推薦状で実態に即さない低評価を下す、等）

③相手方の研究者としての人格や研究能力を不当に傷つける言動（研究する資格がないとか無能といった言葉を浴びせる、等）

④相手方の研究上の権利に対する侵害（好適な役職に就くのを妨害する、適正に資金を配分しない、等）

⑤研究上の上下関係を利用した研究に関わりのない貢献の強要（宿泊先までの送迎や家事手伝いをさせる、等）

## 3) 禁止行為（パワー・ハラスメント）

①直接・間接の暴力等による身体的な攻撃（胸ぐらをつかんで説教する、等）

②誹謗中傷や過度の叱責等による精神的な攻撃（同僚などの前で、無能扱いする言葉を浴びせる、等）

③意図的な無視や風説の流布等による人間関係からの切り離し（根拠のない悪い噂を流す、等）

④量的・時間的又は能力的に不可能な過大な要求（達成不可能な業務を課す、等）

⑤相手方の能力を矮小化し卑下するような過小な要求（担当部署から外し、適切な仕事を与えない、等）

⑥相手方のプライバシーや平穏な生活を侵すような個の侵害（個人情報勝手に流布する、等）

B ハラスメントの判断にあたっては、学会におけるハラスメント行為に厳正・公平に処する精神に則り、以下のような考えに立つ。

1) 本学会関係者（並びに、非関係者であっても本学会の活動に無視できない関わりを持つ人）に対し、本学会の活動との関わりで本来保障される諸権利を不当に侵害する行為は、た

とえAに掲げたハラスメントの諸類型、あるいは他の何らかの類型（レイシヤル・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど）に直接当てはまらなくとも、原則としてハラスメントと認定される余地がある。逆に、3つの基準に該当するよう見えても、ハラスメントと認定されない場合もある。申し立てがなされたときに、あるいは、調査委員会が調査を始めた後でも、諸事情を注意深く勘案して、申立人と相手方の双方の人権を尊重しつつ、ことを進めなければならない。学術団体としての構成員の叡智を信頼し、学会運営責任を担う理事会として、深慮をもってことを進めてゆくようにする。

2) 行為者の側がそのことの自覚を持っていない（善意のつもりで行動しているなど）場合でも、ハラスメントとなりうる。他方、行為の受け手の側がどう解するか（感じるか）は常に重要なハラスメントの一指標であるが、一般にはそれ以外の諸要因も考慮して総合的に判断が行われる。

3) 直接の対面行動でなく、電話・手紙・メール等における言動も、また、学会活動を通じて知りえた個人情報や、学会活動に関わる風説等を流布させることも、ハラスメントに含まれうる。

### 3. ハラスメント対処の枠組みと手続き

本学会では、「日本哲学会研究倫理規程」（以下、「研究倫理規程」）に定められているとおり、会員倫理に関わる諸問題に対処する枠組みとして、

- (1) 日本哲学会研究倫理委員会（以下、研究倫理委）
- (2) 日本哲学会事務局研究倫理窓口（以下、研究倫理窓口）
- (3) (1)によって設置される調査委員会（以下、調査委）

が用意されており、ハラスメントへの取り組みも、基本的にこの枠組みを用いて行う。

研究倫理委の構成については研究倫理規程第4条に、調査委のそれについては、同第5条第2項に従う（どちらについても、学会外の専門家をメンバーに加えることができる）。なお研究倫理窓口は、常時、日本哲学会ウェブサイトには設置されている。

#### (1) ハラスメントの申し立て

1) 申立者は、随時、研究倫理窓口にはラスメントの訴えを行うことができる。研究倫理委委員長および同副委員長が同窓口担当を兼務する。研究倫理委委員長は、学会事務局と独立の連絡先（メールアドレス、ウェブ上の入力フォーム等）を確保することとし、事務局を經由せずに申し立てが可能となるようにする（申立の方法の詳細は日本哲学会ウェブサイトに掲載

し、会員向けにも広報を積極的に行う)。申立を受けた研究倫理委委員長は、研究倫理委に伝達し、同委は複数の委員で、秘密厳守裡に申立者と面談し、聴取を行い、申立文書の提出を受ける。申立者の同意を得た上で調査委を発足させる。以上の手順は、いずれも可能な限り速やかに行われねばならない。

2) 申立者は、調査の円滑な遂行のため、ハラスメントに関する証拠となりうる諸資料をあらかじめできるだけ準備し、またその後も、随時補充することが求められる。とりわけ申立文書提出の際に、申立者はそうした資料を可能かつ必要と認められる範囲で添付するものとする。

3) 申立者は、希望すれば、申し立て活動に関わる様々の助言を同窓口並びに研究倫理委から得ることができる。

4) ハラスメントを受けた当人ないしその代理人以外の者による申し立て、並びに実名を明らかにしない申し立ては、虚偽申告排除の観点から原則として受理しない。

5) 虚偽の申し立てを故意に行うことは、固く禁じる。そうした申し立てが行われた場合については、(3)・7)に従う。

## (2) 研究倫理委員会の作業

研究倫理委は、ハラスメントに関して、普段から、その未然防止、再発防止、またガイドライン充実化等のための、理事会への提言・提案を行い、さらに、申し立てを受けた際には、調査委の速やかな設置を行った上で、以下の諸作業を遂行する。

1) 申し立て開始以降、調査期間中、さらに処分決定までにわたる、申立者の人権と会員としての権利の保護のための諸サポートを行う。

2) 申し立てられた側の人権と会員としての権利についても、その不当な侵害を防ぎ、調査の公平性が保たれるようサポートする。なお、申し立てられた側の人物のうちに、研究倫理委のメンバーが含まれる場合は、研究倫理規程第5条第2項に従うが、このとき、このメンバーの人権とプライバシーについても研究倫理委は十分な配慮を行う。

3) 調査委の報告を受けて、ハラスメントの認定を行うと同時に、その結果を原案として取りまとめた上で可能な限り速やかに理事会に報告する。

## (3) 調査の実施

1) 調査委は、学会外の専門家を含むことができる他、弁護士などの助言を仰ぐこともできる。申立者または申し立てを受けた側の家族、直接の師弟関係等密接な関係のある者は調査委員に就任できない。

2) 調査委が行う実際の調査と、その結果の報告については、研究倫理規程第5条第3-4項に従う。とりわけ、調査の過程では、申立者の人権を保護し二次被害を防ぐため、調査委は同第3項を徹底的に遵守せねばならない。万一、申立者が研究倫理窓口、研究倫理委、調査委、理事会等から不当な処遇を受けたと判断した場合は、研究倫理委員長に随時、苦情を申し立てることができる。

3) ハラスメントの申し立てを受けた側の人権やプライバシーの権利も調査の過程で尊重され、弁護士などの助言を受ける権利を保障される。また研究倫理規程第5条第6項にあり、調査に対する異議申し立ての権利も保障される。

4) 調査委員会は、両者の主張や提出された証拠を公正に考慮して、何が行われたか(行われなかったか)についての事実認定を行い、事実と認定された行為や言動が(1)相手に対して、身体的または精神的な不快、苦痛、脅威、傷害、不利益等を与えたか、(2)これにより相手の人権と尊厳を侵害したか、(3)教育・研究その他本学会員の適正な活動環境を悪化させたかを判断する。

5) 調査の過程で申立者と申し立てを受けた者の間で調停が成立した場合は、調査委員会は調査を終了することができる。その場合も調査委員会は経緯を研究倫理委に報告するものとする。研究倫理委はそれを妥当と認めた場合、可能な限り速やかに理事会に報告する。

6) ハラスメントの申し立てを受けた者が、調査委による事実関係調査のための主張書面提出・関係証拠提出・聞き取り調査のための面談等の要請に正当な理由なく応じなかった場合、調査委は申立人の主張を事実と看做して手続を進めることができる。

7) ハラスメントが存在せず、申立者の訴えがハラスメントが存在しないことを理解した上のものであることが判明した場合は、理事会が研究倫理規程第5条第7項に従った措置を行う。

#### (4) 処分

1) 申し立てを受けた者が会員であって、研究倫理委が、ハラスメントが為されたと認めた場合、日本哲学会理事会は、研究倫理委の報告に基づき、当該事案における諸事情・当該事案における被害の程度・当該事案の重大性・事案発生後の対処状況・被害者の処罰感情・行為者の前歴等諸般の事情を勘案の上、日本哲学会研究倫理規程第5条第5項に従って、以下のいずれかの処分を科すことができる。

①会長による注意

②各種委員の資格停止

③会員の全資格停止

④会員の一部資格停止（大会など学会活動の場への参加停止）

⑤除名

2) 申し立てを受けたものが会員でなく、ハラスメントが為されたと認められた場合、日本哲学会理事会は、同様に諸般の事情を勘案の上、以下の対応を行うことができる。

①会長による注意

②学会活動への参加の停止

③解雇・減給・停職等の雇用上の処分（学会と雇用関係がある場合）

3) 本学会は、調査の過程と処分の結果については、何らかの特別な理由により理事会が公表の必要性を認めた場合を除き、一切情報開示を行わない。ただし、ハラスメント行為が認定され、処分を受けたのち、会員が所属する研究機関から要請があった場合には、理事会は異議申し立て期間の終了後に当該機関に対して報告書を交付することができる。これが研究倫理規程第5条第8項に定められている。これはハラスメントの対処において所属研究機関との協力が必要となる場合を想定したものである。そのような情報共有を行う場合には、申立者と処分を受けた側双方の人権とプライバシーに配慮して適切な情報管理を行うよう、研究機関側に事前に確認を行う。ただし、この情報共有の件はかなりデリケートな問題であるので、理事会において幾重にも慎重に検討して対応することとする。それゆえ、場合によっては、申立者および処分を受けた者双方のプライバシーに関わることとして、関連機関への情報開示をお断りすることもできる。

4) 研究倫理委は、調査委から調査結果が理事会に出され、理事会で処分が決定された後も、研究倫理規程第5条第9項にあるとおり、申立者の円滑な学会復帰のための諸支援を適切に行う。

#### 4. まとめ

以上のとおり、ハラスメントへの取り組みに当たり、本学会は次の諸事項を固く遵守する。

1) 研究倫理窓口、研究倫理委、調査委、理事会（以下、関連諸機関）は、すべての関係者のプライバシーを保護し、秘密を厳守するとともに、処分結果についても、公表すべき特別な理由があると理事会が判断した場合を除き、一切情報開示を行わない。

2) 関連諸機関は、申立者の人権と会員としての権利への配慮を徹底し、調査の過程を通

じてその保護に努めるとともに、申立者への結果報告も適切に行った上で、会員活動への円滑な復帰も十分にサポートする。もしも申立者が関連諸機関から不当と思われる対処を受けた場合は、申立者は、研究倫理委員長に対して随時苦情を申し立てることができる。

3) 本学会は、虚偽の申し立てを故意に行うことを固く禁じ、そうした申し立てに対してはハラスメントを行った者の場合に準じて厳格に対処する。あわせて、申し立てを受けた側の人権の保護に十分配慮し、調査結果に対する異議申し立ての権利も保障する。

4) 会員または非会員から裁定を不服として研究倫理委、調査委、またはその委員に対して訴訟が起こされた場合には、研究倫理委、調査委、またはその委員に掛かる訴訟費用は本学会が負担する。

5) 研究倫理委は、常々、ハラスメント未然防止、再発防止、ガイドラインの改善・充実化に努め、理事会に提言・提案を行う。

以上